

軽自動車税 重課税率の適用年度早見表

○新車として新規登録し、13年経過した四輪等の軽自動車は平成28年度より概ね20%の重課税が導入されています。

初度検査年月	重課税率適用年度
平成16年3月31日以前	平成29年度から
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度から
平成17年4月～平成18年3月	平成31(令和元)年度から
平成18年4月～平成19年3月	令和2年度から
平成19年4月～平成20年3月	令和3年度から
平成20年4月～平成21年3月	令和4年度から
平成21年4月～平成22年3月	令和5年度から
平成22年4月～平成23年3月	令和6年度から
平成23年4月～平成24年3月	令和7年度から
平成24年4月～平成25年3月	令和8年度から
平成25年4月～平成26年3月	令和9年度から
平成26年4月～平成27年4月	令和10年度から
平成27年4月～平成28年4月	令和11年度から

重課税率となった場合は下記の金額となります。

軽自動車	四輪乗用		四輪貨物		三輪車
	自家用	営業用	自家用	営業用	
税率	12,900円	8,200円	6,000円	4,500円	4,600円

※1 動力源または内燃機関が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車、または被けん引車の場合、重課税率は適用されません。

※2 初度検査年月や内燃機関の燃料は、車検証に記載されています。